

二宮町いじめ防止基本方針

二 宮 町
二宮町教育委員会
平成 28 年 3 月

(平成 30 年 3 月改定)

(令和 2 年 3 月改定)

<目 次>

I	はじめに	1
II	基本的な考え方	2
	1 いじめの定義	
	2 いじめに対する基本認識	
	3 いじめ対策の基本理念	
	4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめの早期対応	
	(4) いじめの解消	
	(5) 家庭との連携	
	(6) 地域との連携	
	(7) 関係機関との連携	
III	基本的施策・措置	7
	1 二宮町が実施する施策	
	(1) 財政上の措置等	
	(2) 通報・相談体制の整備	
	(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携	
	(4) 人材の確保及び資質の向上	
	(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等	
	(6) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
	(7) 基本方針の内容の点検と見直し	
	2 二宮町教育委員会が実施する措置	
	(1) いじめの防止対策	

- (2) いじめの早期発見のための措置
- (3) 家庭との連携
- (4) 地域との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) いじめの防止等に関する措置
- (7) 学校評価における留意事項

3 学校が実施する措置

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止対策
- (3) いじめの早期発見のための措置
- (4) 家庭との連携
- (6) 地域との連携
- (7) 関係機関との連携
- (8) いじめの解決に向けた措置
- (9) 学校評価における留意事項

IV 重大事態への対処 14

1 いじめの重大事態

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

- (1) 事実関係を明確にするための調査
- (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (3) 調査結果の報告
- (4) 調査結果の公表

V いじめ防止等を推進する体制 16

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

3 いじめの重大事態発生時の対応

I はじめに

二宮町では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、解決に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等と協力しながら取り組んできました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等新たな課題が生じてきました。そうした中で、「いじめを絶対に許さない」という視点からのさらなる施策の推進と学校、家庭、地域との協働がますます必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成 25 年 9 月には「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。これを受けて神奈川県でも、『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という）が策定されました。

今般、法の施行から 4 年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が改定されたことから、その内容を反映させるため県の基本方針が改定されました。

これらを受けて二宮町では、二宮の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、二宮町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『二宮町いじめ防止基本方針』（以下「町の基本方針」という）を改定することとしました。

各学校は、「児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべていじめである」と捉えており、「いじめを絶対に許さない」という認識のもと、日頃から全教職員がいじめの態様や特質について、校内研修や職員会議等で共通理解し、いじめの実態把握、未然防止を図っています。また各学校ではすべての教育活動において、命を大切にする豊かな心を育むとともに心が通い合うコミュニケーションができる力を養う実践を積み重ねています。

このたび「二宮町いじめ防止基本方針」改定を機に、あらためて学校、家庭、地域が日頃から温かい思いで児童・生徒に接し、行動に対して細心の注意を払い、児童・生徒の立場に立ちその声に耳を傾けようと心掛けること、そして「いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうる」ことを肝に銘じ、いじめを二宮町全体で徹底して根絶していくことを決意したいと思います。

Ⅱ 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、『児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの』をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るもので、とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものです。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた所属集団の構造上の問題でもあります。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるという認識が必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあることを忘れてはなりません。

3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、いじめ防止のための基本理念として、次の5つを掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、二宮町全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町、県および国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに対し自分はもちろん、他人の「いのち」も大切に、決していじめを行わない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめはいじめた者・いじめられた者という個人の問題にとどまらず、それを傍観する者にも関わるという点で集団の問題であるという認識を持ち、子どもたちが主体的にいじめを許さないより良い集団作りができるよう指導・支援をします。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

(1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、人権を尊重し、子どもの発達段階に応じた道徳心や規範意識を高める指導を通じて、“いのちを大切にしているところ”や“他者を尊重し、多様性を認め合い思いやる力”を育むことが重要です。
- 子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、子どもを取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

- 子どもたちが、いじめは自分たちの所属する集団の問題であるという認識を持ち、主体的により良い集団づくりに向かうよう指導・支援することが重要です。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学校生活や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められ、大切にされていることを意識できるよう、大人たちは家庭や地域において、子どもたちの成長に関心を持ち、家族や大人たちとふれあう機会を充実させることが大切です。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校で教職員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は例えけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることを想定して、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが大切です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ町民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけなくてはなりません。

(3) いじめの早期対応

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本になります。学校においては校長、教頭、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の教員が孤立したり、情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かく対応をしていくことが重要になります。
- いじめが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を速やかに確保し、いじめたとされる児童・生徒や周囲の児童・生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導することが必要です。
- 特に、暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短時間で拡散する特性があることから、迅速な対応が求められます。

(4) いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然とした態度で適切に指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめにあたると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、より良い学校生活が営めるよう助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての児童・生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持たせる一方、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や委員会活動、部活動の担当教員等は、学級や委員会、部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(5) 家庭との連携

- 子どもたち一人ひとりに、発達段階に応じた道徳心や規範意識などを身に付けさせるために、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むための取り組みを、学校での教育活動だけでなく、家庭と連携が大切です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決しなければなりません。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ地域の大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから地域において存在を認められることも重要です。
- 地域社会全体で子どもたちを見守るために、学校がPTAや地域住民、関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

(7) 関係機関との連携

- いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合や、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処することが必要です。
- 町と関係機関、学校と関係機関担当者との情報交換や連絡会議の開催など、平素から情報共有体制を構築しておく必要があります。

Ⅲ 基本的施策・措置

1 二宮町が実施する施策

(1) 財政上の措置等（法第 10 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 国および県に、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう求めます。

(2) 通報・相談体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

- 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する通報・相談を受け付ける体制の整備を図ります。
- 県および町が設置しているいじめに関する通報・相談窓口の周知に努めるとともに、県と町相互の連携が円滑に進むよう努めます。

(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第 17 条関係）

- 「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置して、各学校が児童相談所・警察等の関係機関や地域との連携に基づいて効果的にいじめ事案に対処する取り組みが円滑に進むことを支援します。
- 未然防止につながる「非行防止教室」の開催や学校警察連携制度を有効に活用するなどして、学校と所轄警察署間の日頃からの連携に努めます。
- 家庭や地域で子どもたちを見守るために、学校と P T A や地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取り組みを進めます。
- 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭を支援します。

(4) 人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- いじめの相談に対応するため心理や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。
- これまでに蓄積してきたノウハウや、新たな調査・研究によって開発したメソッドを活用して、研修事業を充実させることで、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と、教職員の資質の向上を図ります。

(5) いじめの防止等のための調査研究の推進等（法第 20 条関係）

- 二宮町教育研究所を中心に国立教育政策研究所や県立総合教育センター等の調査・研究機能を活用するなどして、いじめの防止等のための実践事例や、いじめの早期発見のための具体的な処理事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取り組みを支援します。

(6) いじめの防止等に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- 町は、いじめ問題は社会全体の課題という意識を家庭や地域など子どもに関わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。

(7) 基本方針の内容の点検と見直し

- 町の基本方針に位置付けた施策・措置の取り組み状況については、年度ごとに、学校を取り巻く社会情勢や学校の状況を踏まえ、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」における意見交換等を経て、方針が適切であるか点検するとともに、国や県の動向を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

2 二宮町教育委員会が実施する措置

(1) いじめの防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- いじめにつながらないよう「いのち」を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳心を身に付けるため学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る教材やリーフレットの作成等の支援を行います。また、いじめを許さない集団づくりのための特別活動の充実に向けた取り組みを行います。
- 様々な人々との関わりの中で、社会性や豊かな人間性を育むために行う、地域交流や職業体験、ボランティア活動等の体験活動を充実するために必要な情報等を提供します。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取り組みを進めます。
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）をはじめとするインターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携による携帯電話教室の開催やリーフレットの配布等により、必要な啓発活動を行います。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 当該学校に在籍する児童・生徒に対する定期的な調査状況を把握し、いじめの早期発見に資するために、問題行動等調査やいじめ問題に係る点検・調査等を実施します。
- 当該学校の児童・生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことが

できるよう、スクールソーシャルワーカー（SSW）、臨床心理士等の専門家の配置、関係機関との連携等の教育相談体制の充実を図るとともに、これらの体制についての周知に努めます。

- 当該学校の教職員に対して、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施や資質能力の向上に向けた必要な措置を行います。

(3) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒の保護者に対して、いじめの心身に及ぼす影響やいじめに関する相談制度または救済制度等について、必要な情報のさらなる周知に努めます。
- PTA活動を通しいじめ問題に関わる取り組みを推進させるため、PTAや学校関係者が協議、連携することの重要性を伝える啓発活動の充実に努めます。

(4) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域で子どもたちを見守るために、地域、民生委員・児童委員等との連携が進むよう、学校と連携し、開かれた学校づくりに向けた取り組みを進めます。
- 学校が、いじめに係る状況及び対策について、学校運営協議会や学校評議員委員会に情報を提供し、連携・協働による取り組みを進めることができるよう支援します。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力、連携を促進します。
- 非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、学校警察連携制度を有効に活用しながら対応します。

(6) いじめの防止等に関する措置（法第 24 条、26 条、27 条関係）

- 町教育委員会は学校から法第 23 条第 2 項の規定によるいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）報告を受けたときは、必要に応じて支援を行い、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言します。また必要と判断した場合は、自ら調査を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察署との相談等、警察と連携して取り組みます。
- 学校単独では効果的な対応に限界があると判断された場合は、町教育委員会は、学校からの要請を受けて、指導主事や心理教育相談員、SSW 等を派遣して、いじめの解消に向けてさらなる対策を支援します。
- いじめを行った児童・生徒の保護者に対して学校教育法第 35 条第 1 項（同法第

49 条において準用する場合を含む)の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行うよう努めます。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校におけるいじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、行内研修の実施等）の実施状況を学校評価に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

3 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条）

- 「いじめ防止対策推進法」は、第 13 条において、全ての学校に対し、国、県及び町のいじめ防止基本方針を参酌して、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校への対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑制につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- 学校いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、検討する段階から保護者・地域の人々が参画し、地域ぐるみのものになるようにすること、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また改定した基本方針については、学校だより等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地域の方々に説明するなどし、保護者や地域の方々との共通認識を持ち、連携していじめ防止等の取り組みに当たります。
- 各学校は、策定した「学校いじめ防止基本方針」に則り、学校の実情に応じて次のような取り組みを進めることとします。

(2) いじめの未然防止対策（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを

進めます。

- 日ごろの授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、行動する機会を設けるよう努めます。
- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成するよう努めます。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
また、教職員間の良好な人間関係を構築し、いじめが起きにくい学校づくりに努めます。
- 教職員は児童・生徒に対し、いじめの傍観者にならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携等による携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行いインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。また、学級活動や技術、情報等の授業の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校関係者や地域の人々、NPO 団体等との連携を通して、道徳をはじめとする学校での教育活動の様々な場面において「いのちの大切さ」を学ぶ授業の展開を図ります。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 教職員は、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は、迅速かつ確実に対応します。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進めます。

(4) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 家庭のささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(5) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決するために、学校運営協議会の導入等、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、子どもが心豊かに育つ学校づくりに努めます。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO 等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の開催等必要な情報提供・啓発活動を行います。

(7) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

(8) いじめの解決に向けた措置（法第 23 条・25 条関係）

- 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいは疑いがある場合、または、いじめ

が解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。

- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を、適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報の取り扱いは十分に注意を払います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、より良い学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとします。これを行うにあたっては、保護者の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとします。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- 特に、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し学校警察連携制度の活用や警察署との相談など、警察と連携して取り組みます。
- 児童・生徒がインターネット上のいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、関係機関等の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。
- 校長は、当該学校に在籍する児童・生徒等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

IV 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）かどうかの判断は、以下の考え方により、原則として各学校が判断します。次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

▽いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・自殺を企図したり、自殺に至った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

▽いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。）

児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態の疑いがあると捉え、適切かつ真摯に対応します。

2 二宮町教育委員会又は学校による対処

(1) 事実関係を明確にするための調査

- 学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて町長に、重大事態の発生について報告するとともに、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。
- 学校が単独で事実関係を明確にするための調査を実施することが困難な場合、町教育委員会は、学校の要請により、必要な支援を行います。
- また、学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合、町及び町教育委員会において（場合によっては県教育委員会と連携して）調査を実施します。

(2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

- 学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。
- 当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着

いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

(3) 調査結果の報告

○いじめに係る重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて、町教育委員会が実施した調査は、直接、町長に報告します。

(4) 調査結果の公表

○学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとします。公表する場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

V いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

- 学校現場において、いじめの防止等の取り組みを効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するためには、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行う必要があります。
- 重大事態の調査のための組織について学校がその調査を行う場合、その組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じた適切な専門家を加えることも考えられます。
- 当該組織を構成する複数の教職員については、学校の管理職、総括教諭、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等から選出され、組織的対応の中核として機能するような体制を組むことが重要です。
- 各学校の判断により、日頃からいじめの問題等、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用し、校長等の管理職の下で、いじめの防止等の対策に取り組む組織として機能させることも可能です。
- この組織は、当該学校における学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、基本方針に基づく取り組みの年間計画の作成や実施、実施状況のチェック、児童・生徒や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動等に係る情報を収集、記録、共有する役割、いじめの疑いのある情報があった際の緊急会議の開催、関係する児童・生徒への事実関係の聴取等、いじめに関連する情報の迅速な収集、いじめられた児童・生徒の保護や支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導や支援、双方の保護者との連携、他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取り組みの中核的な役割を担います。

2 二宮町いじめ問題対策連絡協議会

- 二宮町は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「二宮町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。
- この協議会は、学校、警察、児童相談所、人権擁護委員、心理や福祉の専門家、主任児童委員、PTA 代表、町教育委員会、町関係部局等で構成し、次に掲げる事項について、情報の共有、より良い取り組みに向けての協議等を行います。
 - ・町の基本方針に基づく各団体の取り組み状況
 - ・町の基本方針に基づく取り組みの検証や調査
 - ・重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査

3 いじめの重大事態発生時の対応

- 二宮町は重大事態発生時の報告を受けた場合は、状況に応じて二宮町総合教育会議を招集します。また、当該報告に係る重大事態への対応のため、又は、当該重大事態と同種の事態発生防止のため、必要に応じて再調査を外部の専門家の助言を得ながら実施するものとします。この調査には当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者をもって充て、その公平性・中立性を確保します。

二宮町いじめ防止基本方針

発行 / 平成 28 年 3 月（平成 30 年 3 月改定）
（令和 2 年 3 月改定）

二宮町
二宮町教育委員会
〒259-0196
神奈川県中郡二宮町二宮 961